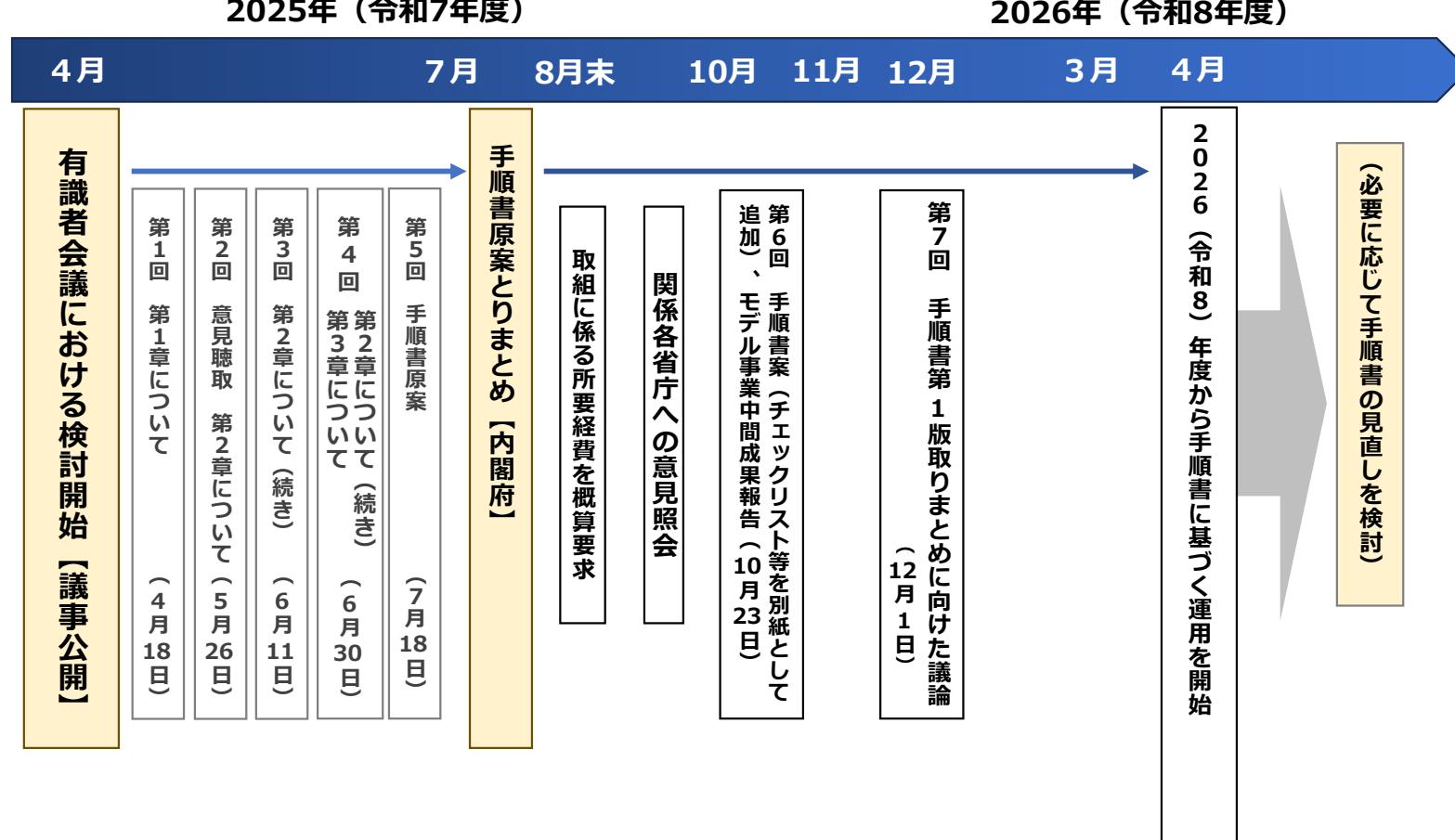


研究セキュリティと研究インテグリティ確保に関する有識者会議における 「研究セキュリティの確保に係る取組のための手順書」の検討

【背景】

- 内閣府が開催している「研究セキュリティと研究インテグリティ確保に関する有識者会議」において、令和7年4月以降、「**研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書**」（以下「研究セキュリティ手順書」）の策定に向けた検討が行われている。
- 当該手順書は、内閣府において取りまとめられ、**令和8年1月1日以降に公募を開始（令和8年4月以降に研究実施）する各競争的研究費に適用する予定**とされている。
※現在検討されている手順書案の内容の一部等を次頁以降に示す。
- 今後、厚生労働科学研究、AMED研究（厚生労働省担当分）においても、必要に応じて対応を検討する。

今後のスケジュール（案）



※内閣府作成

経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言（概要）

経済安全保障法制に関する有識者会議の提言（2024年6月）

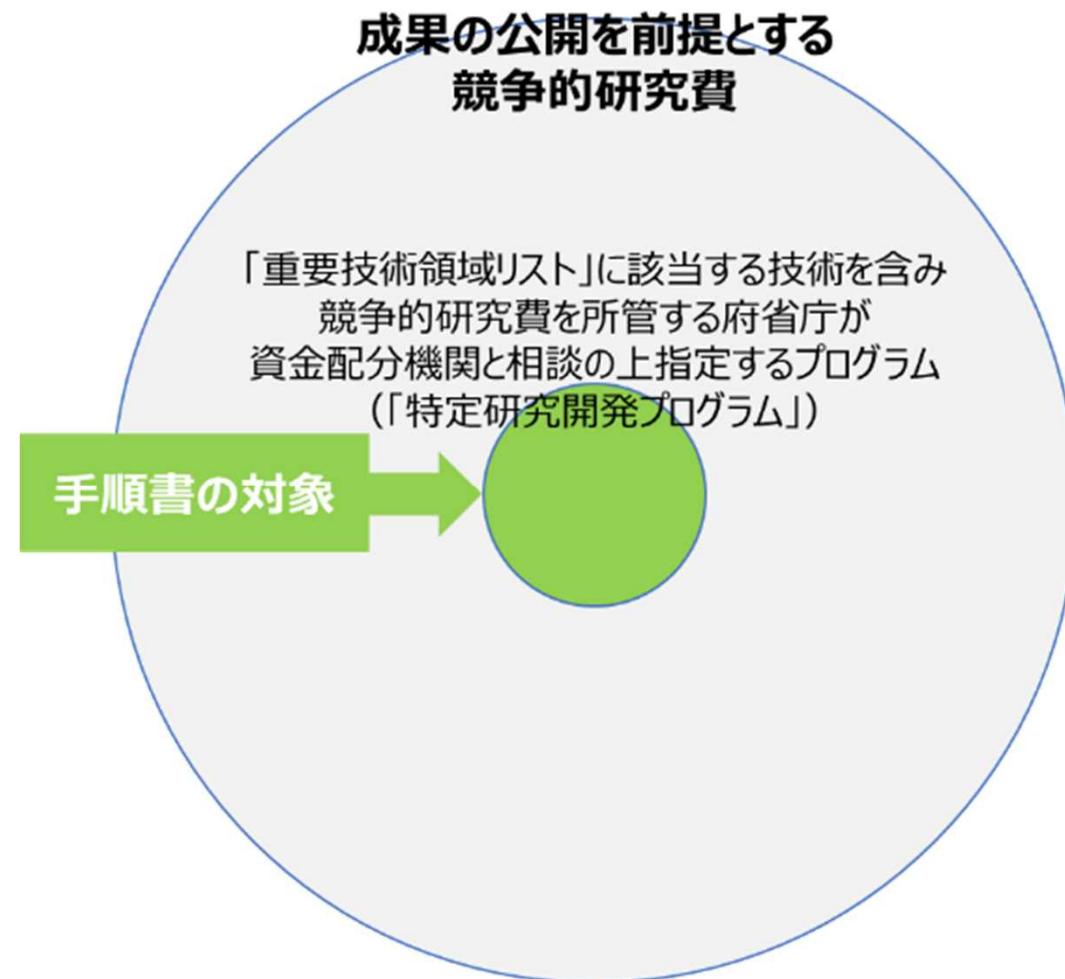
- 経済安全保障上の重要技術に関して、国際協力の推進と不正流用や技術流出のリスク管理の両面からの検討が必要となっている
- 主要国では研究セキュリティの取組が推進されており、国際協力を適切に進めるために研究セキュリティが必要であるとの位置づけ
- 我が国としても、オープンで自由な研究環境を確保し、同志国等と対等な立場で国際共同研究を実施するために必要な研究セキュリティ対策の検討が必要



- これまで実施してきた研究インテグリティの取組を基礎として、その取組を徹底することによる研究セキュリティの取組を実施
- リスクの高い研究領域を含む特定の領域については、競争的研究費を投入する研究開発プログラムの性質に応じて、研究セキュリティの取組を実施
- 標準的な組織慣行として、個々の研究プロジェクトについてリスク軽減策を実施
 - ✓ 実効的なデュー・ディリジェンスの実施に資するように、研究者や研究機関が参考するチェックリスト、手順書等の作成を検討
 - ✓ リスクマネジメントの観点から、リスクに応じた段階的な対応が可能となるよう検討を行う

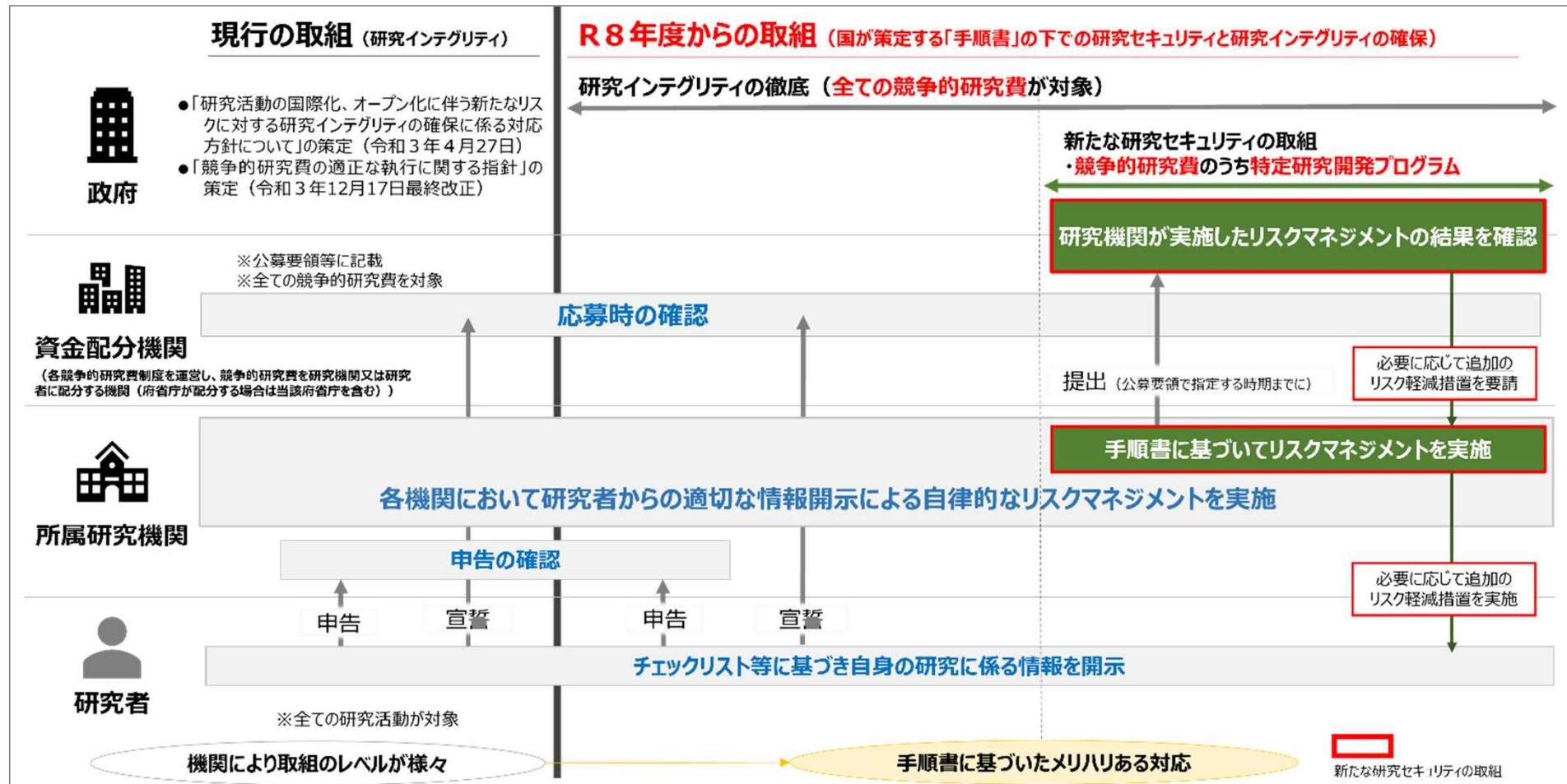


本手順書が対象とする特定研究開発プログラムの考え方



※内閣府 第7回研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議資料から抜粋（令和7年12月1日開催）

重要技術の流出防止の取組のイメージ



※内閣府 第7回研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議資料から抜粋（令和7年12月1日開催）

研究セキュリティ手順書の遵守が求められる対象となる

「特定研究開発プログラム」指定の際の要件

(第7回研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議資料から抜粋)

現時点の手順書案で、**特定研究開発プログラム指定の際の要件**とされているのは、以下の3点

- ①**研究成果の公開を前提とするもの**
- ②**「重要技術領域リスト」※に該当する技術を含む可能性があるもの**

※当面、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定）
において調査研究を実施する技術領域の参考として定めた**20の技術領域**）

- ③**経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるもの**

「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」(令和4年9月30日閣議決定)

において調査研究を実施する技術領域の参考として定めた20の技術領域

- バイオ技術
- 医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）
- 人工知能・機械学習技術
- 先端コンピューティング技術
- マイクロプロセッサ・半導体技術
- データ科学・分析・蓄積・運用技術
- 先端エンジニアリング・製造技術
- ロボット工学
- 量子情報科学
- 先端監視・測位・センサー技術
- 脳コンピュータ・インターフェース技術
- 先端エネルギー・蓄エネルギー技術
- 高度情報通信・ネットワーク技術
- サイバーセキュリティ技術
- 宇宙関連技術
- 海洋関連技術
- 輸送技術
- 極超音速
- 化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）
- 先端材料科学

【厚生労働省における対応方針】

今後の**厚生労働科学研究、AMED研究事業（厚生労働省担当分）**について、省内及びAMEDの事業担当課と相談し、**特定研究開発プログラムに指定すべき研究課題の有無を検討。**

（厚生労働科学研究においては、令和9年度以降の研究課題を対象とする予定。）

※特定研究開発プログラムに指定する研究課題があった場合は、以下の対応を行う。

- 特定研究開発プログラムとして指定された研究課題の公募等が行われる場合、**応募等を行う研究者及びその所属研究機関には、手順書に記載されるリスクマネジメント等、必要な対応を行うことを求める。**
- 厚生労働省においては、当該研究課題への応募時（指定型の場合は研究計画書提出時）に、**研究者及び所属研究機関が行った対応が妥当かを確認する（妥当でない場合は是正を求める）。**